

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

公益財団法人のみなし寄付金がある場合の寄付金の損金算入限度額

《内容》

関与先の公益財団法人Aは、前期までは、公益目的事業会計において各期300万円前後の赤字が発生し、この赤字を収益事業に係る収益によって補てんしており、収益事業におけるのみなし寄付金がある場合の寄付金の損金算入限度額も、公益法人特別限度額の適用により、収益事業に係る所得金額の50%相当額を上回っていました。

しかし、当期においては、公益目的事業における経費支出の減少を原因として公益目的事業会計が僅かながら黒字となったため、公益法人特別限度額が算出されない結果となりましたが、この場合、のみなし寄付金がある場合の寄付金の損金算入限度額も0円となってしまうのでしょうか。

なお、当期の収益事業から公益目的事業への振替額は、収益事業に係る所得金額の50%相当額（200万円）を上回っています。

『答』

公益財団法人Aの当期における公益目的事業の収支は黒字であるため、のみなし寄付金の損金算入限度額計算における公益法人特別限度額は算出されませんが、損金算入限度額は、0円ではなく、ご質問の通りの収益事業に係る所得金額の50%相当額すなわち200万円となります。

(解説)

- 1 法人税法第35条第5項の規定により、公益社団法人・公益財団法人については、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で自ら行う公益目的事業のために支出した金額をその収益事業に係る寄付金の額とみなすこととされています。

この場合、そののみなし寄付金がある場合の寄付金の損金算入限度額は次のとおりとされており、下記(2)の金額が(1)の金額を超えるときは、(2)の金額とされています(法令73①三イ、73の2)。

(1) その事業年度の収益事業に係る所得の金額の50%に相当する金額

(2) 公益目的事業の実施のために必要な金額(その金額がのみなし寄付金を超える場合には、そのみ

なし寄付金額に相当する金額。以下「公益法人特別限度額」といいます。)

2 上記1の(1)の「公益法人特別限度額」とは、その事業年度における公益目的事業に係る費用の額から、収入の額を控除した金額をいいます。

この公益法人特別限度額は、平成20年度税制改正により導入されたものですが、公益目的事業の赤字の金額が、上記1の(1)の収益事業に係る所得金額の50%相当額を限度とする概算ベースの限度額を上回る場合には、その(1)の金額に留まらず、その赤字の金額すなわち上記1の(2)の公益法人特別限度額を実額ベースの限度額として、みなし寄付金の額のうち公益法人特別限度額までの損金算入を認めることとしたものと解されます。

つまり、上記1の(2)の公益法人特別限度額が上記1の(1)の収益事業に係る所得金額の50%相当額以下である場合には、その(1)の金額が限度額とされるにとどまり、ご質問のケースのように(2)の金額までしか損金算入できないこととなるわけではありません。この点は、法人税申告書の別表十四(二)の記入方法を見ますと、同別表の「公益法人等の場合」の「損金算入限度額の計算」の「損金算入限度額(34)」は、「長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額(33)」がない限り、「収益事業に係る所得金額の50%相当額(31)」と「公益法人特別限度額(32)」のうち多い金額とされていることから明らかにされています。

3 したがって、ご質問のケースでは、公益財団法人Aの当期における公益目的事業の収支は黒字であるため、上記1の(2)の公益法人特別限度額は算出されませんが、みなし寄付金の損金算入限度額は、0円ではなく、上記1の(1)の収益事業に係る所得金額の50%相当額すなわち200万円となることとなります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。